

平成25年度熊本市障害者施策推進協議会（概要）

日時：平成26年2月21日（金）午後1時から

会場：熊本市役所14階大ホール

出席者：相澤委員、相藤委員、一門委員、熊川委員、興梠委員、多門委員、塘林委員、  
日隈委員、丸住委員、丸谷委員、宮田委員、森田委員、吉田委員、

欠席者：緒方委員、川村委員、田島委員、西川委員、服部委員、松永委員、森田秀昭委員

事務局	<p><b>【1 開会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料確認</li> <li>○課長挨拶</li> <li>○平成25年度委員変更の紹介             <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県精神科協会 相澤 明憲 様</li> <li>・熊本県障がい者支援課 松永 寿 様</li> </ul> </li> <li>○委員の出欠報告</li> <li>○傍聴者への注意事項説明</li> </ul>
相藤 会長	<p><b>【2 議事】</b></p> <p><b>（1）「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画（第3期）」に関する施策の実施状況等</b></p> <p>熊本市障がい者施策推進協議会は、今回2回目の開催となります。後ほど事務局から説明があると思いますが、次年度に熊本市では「熊本市障がい者プラン」の中間見直しと、併せて「熊本市障がい福祉計画」も策定するという事になっております。今日これからは既に協議の場となっていきますので、よろしくお願ひします。次年度は会議の開催回数も増えるということです。皆さんお忙しい方ばかりでございますけれども、障がいのある方たちの支援につながるようなよりよい計画ができますように、ご協力をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは「熊本市の障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画（第3期）」に関する施策の実施状況等に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料説明）</p> <p>資料3 「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画」の概要</p> <p>資料4 「熊本市障がい者プラン」に関する施策の実施状況について</p> <p>資料5 「熊本市障がい福祉計画（第3期）」進捗状況</p> <p>資料6 熊本市における障がい保健福祉を取り巻く現状等について</p>
相藤 会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の説明の中で質問のある方はお願いします。</p>

相澤 委員	資料6の31ページに「コーディネーター」という言葉が出ていますが、「コーディネーター」という特別な資格があって個人が担うということなのか、それとも、事業所単位がコーディネートをする、それを「コーディネーター」と呼ぶということですか。
事務局	ここに記載のある「コーディネーター」は、専門資格ということではないと思っています。生活をする中で、例えば、相談支援や日中の場としての就労系サービスの利用あるいは生活介護、医療など、生活にまつわる色々なニーズをコーディネートする役割の人という意味での「コーディネーター」であると考えます。
相澤 委員	そういう事業所、例えば、相談支援事業等を行っている事業所の職員ということでしょうか。
事務局	そういう形もありうると思いますが、必ずしも相談支援事業所でなければならないという構造ではありません。
相澤 委員	相談支援事業所に限定したわけでもなかったのですが、誰がなってもよいという話ではないですね。
事務局	この資料には、構想段階のところがあるので、「コーディネーター」に求められる役割や資格要件の詳細までは、まだ議論がなされていないところです。ただ、現時点では、資格が確実に必要という話にはなっていません。
相澤 委員	内容が複雑で様々な制度が重なっていると思うのですが、結局、コーディネートする人がポイントだと考えます。その人がしっかりしていないと適切な支援はあり得ないので、ここが一番の要ではないかと思って質問しました。
相藤 会長	他に質問がありますか。
宮田 委員	今後検討していただきたい項目が9つあります。 資料4の1ページ。上から2つ目の主な実績について、「障がいの理解を深めるための啓発活動を開始した」とありますが、特に発達障がいについての比重を重くしたほうがよいかと思います。併せて、障がい者サポーターの中に、ピアサポーターも登録するような仕組みを作ってはどうかと考えました。この前、当事者の方とそのような話をしたころ、彼らもやる気でおりますので、ご検討いただければと思います。 2点目。2ページの一番下の「本会議と部会の役割を整理したもの・・・」という点については自立支援協議会で議論すべきことかもしれませんが、この機能向上の余地があるというのが具体的にどうするか、ということについて、少し示していただきたいと思います。 3点目。3ページの一番下の虐待防止の取組みについてです。千葉で虐待がありました。私は、障がいの理解が薄いから虐待が起こると思います。特に、施設の従事者については、アセスメント力を高める技術研修なり、社内、事業者内での努

	<p>力が必要なのかなと感じました。</p> <p>4点目。4ページの「在宅福祉サービスの充実」についてです。訪問ということが精神の方については、とても大事だということが最近よくわかってきました。ACTなどの成果を見ても明らかです。訪問ということについて、熊本市ではどのような形で支援ができるかということのを少し研究いただきたいと思えます。</p> <p>5点目。5ページの「精神障がい者の社会復帰・社会参加支援」ですが、課題等の2つ目について、社会資源とのバランスをどう考えるか。実際にこれを実行するための社会資源がどこまで整っているのか。特に相談支援事業所との連携も含めて、これも自立支援協議会で議論する内容かと思えます。</p> <p>6点目。6ページの「1保健活動の推進」の下段。「糖尿病を含めた・・・」とありますが、精神の方の肥満の問題については私も知らなかったのですが、昨年、大阪でみんなねっとの大会がありまして、イギリスの方の報告を聞きました。やはり、早期発見・早期治療で肥満度が6割抑えられるという成果が上がっています。そういった制度は、厚生労働省はまだ入れていないので、熊本市で先駆的に取り入れられるということもあり得るなと思いました。</p> <p>7点目。8ページの「1住環境の整備」。あんしん住み替え相談窓口について、「補助金に頼らない自立した運営に・・・」とありますが、私も関係しているNPOであるので財政状況を申しますと、補助金なしでということはかなり厳しいです。でも、できるだけ頼らずに運営できるよう頑張っていますし、全国の事例も聞いて努力はしますが、一足飛びに任せるとするのは厳しいのではないかとということが正直な感想です。</p> <p>8点目。11ページの「3福祉的就労への支援」については、B型の枠をどうするかという検討を、もう一度、現場に即して変更したほうがよいのではないかと思います。また、10ページをご覧くださいと記載がありますが、一般就労への成果は上がっています。これは、就労移行支援事業所とA型事業所が相当に努力されていると思います。その評価にも触れてほしいと思った次第です。</p> <p>9点目。地域活動支援センター(Ⅲ型)について、こまちの森の利用者が低迷しているとありますが、具体的には天草市が地域活動支援センターⅢ型については、その作業所の自動車で送迎した場合には補助を出しています。年額1つの作業所あたり、70万円とか130万円とかそういう単位です。その補助金が、1人の人を雇える金額なんです。そういう補助金が出ると、スタッフが増え、スタッフが増えると事業内容が濃くなる。事業内容が濃くなると利用者が増える。そうすると、地域生活支援事業をこまちの森が全うされるものが、必要な採算がとれるのではないかとこの意見です。</p>
相藤	ありがとうございました。次期計画等で反映させて欲しいということですね。

会長	では、塘林委員お願いします。
塘林委員	<p>資料6の16ページについてです。</p> <p>この資料は公開されることになるかと思いますが、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、25年度末までに新体系に移行するという形を事業所はとってきたかと思います。資料には、平成21年3月末時点と、25年3月末時点の利用状況がまとめてあり、障害福祉サービス等の種類別の利用状況として、施設入所支援が6.6倍となっています。これだけ見ると、施設入所支援は減らしていく方向なのに、なぜ増えているのかという疑問を持たれる可能性があるかと思います。ここは、平成15年度にスタートした支援費制度での利用者の数字等を記載しておかないと誤解を生む可能性があるかと思います。</p> <p>次に、第4期の障がい福祉計画については、障害者総合支援法が施行されていく中での策定となりますので、根本的なところから見方、考え方を変えていかないと難しい部分が出てくるのではないかと危惧しているところです。</p>
事務局	<p>1点目の旧体系サービスの話ですが、ご指摘のとおりです。</p> <p>厳密には、おっしゃるように平成23年度末までに新体系へ移行していくことになっていたので、平成21年3月末時点の数字については、新体系のサービスしか載せていませんが、実は、旧体系のサービスが含まれている。</p> <p>資料作成の都合上、ここに入れ込めなかったものですから、今後、整理したいと思います。</p>
熊川委員	<p>計画相談に関することでお尋ねします。熊本市は全国でもその取り組みが進んでいると聞いております。24年度については、当初の準備不足もあって計画どおりにはいかなかったと思うのですが、25年度も終わろうとしている現時点で、見込みどおりに進んでいるのかということをお尋ねします。</p> <p>また、26年度の見込数はすごい数になっています。相談支援事業所は30箇所程度まで増えたようですが、市としては、26年度中に、現にサービスを利用されている方への対応を終わらせることができると見込んでいるのでしょうか。</p> <p>最後に、27年度の新規利用者は、新たにサービスの利用を開始する方だけが対象者となりますので、新規の数は激減し、逆にモニタリングが激増することが予想されます。26年度末の事業所数、あるいは、相談支援専門の人数についての考え方など、これは予算規模にも関わるとは思います。27年度の状況について見込みがあれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>3点のご質問だったかと思います。</p> <p>計画相談支援の見込量としては、24年度は10月から制度を開始したため半年間の数字ですが、対象人員の約1割、25年度については約4割。26年度は残りの全件という構造となっています。直近の状況を申し上げますと、分母を障害福祉サービスの支給決定者数にして、分子を計画相談支援の給付の支給決定者数で</p>

	<p>見たときに、昨年12月時点で35.6%という状況です。毎月おおよそ3~4%程度伸びている状況なので、4割の数字は達成するのではないかという見込みでおります。</p> <p>2点目。現在の方針としては、26年度末までに全件対象とするということで考えております。ただ、今申し上げたように、昨年12月時点で35.6%という状況であり、事業所数、もっと言えば相談支援専門員の数が不足している状況だと思います。ただ、当初の計画では相談支援専門員1人あたり、40件程度を対応することを前提において試算したのですが、実情をみると、約70件程度対応されている状況があります。また、法令上の構造を申しますと、皆さんは26年度末までに対象者全件に対応することが法令上決まっているかのようにおっしゃいますが、実はそうではなく、法令上は27年4月以降に計画を作って支給決定することとなっており、26年度末までは市町村が必要と認める場合は計画を作ってもよいという構造になっています。極論を言えば、26年度末までに何も計画を作らなくても許容される構造だということです。ただ、そうしてしまうと27年4月以降は対応できなくなるために、26年度末までに27年度以降対応できるよう体制制御をするということが本当のねらいだと考えています。事業所数としては、26年1月時点で30事業所、相談支援専門員数は55人という状況です。先ほど申し上げた1人あたり70件程度の対応というからしても、まだ相談支援専門員の人数は足りていないと思っています。現在、26年4月開設に向けて相談を受けている事業者もあるので、いくらか増えてくるとは思いますが、それでもまだ足りない状況です。そこで、我々も事業者に勧奨するような形で指定特定相談支援事業者の指定を受けていただけないかという話をする一方で、熊本県に対し、県内の市町村の計画相談支援の状況を伝えたくて、次年度の相談支援専門員の研修を拡充するよう要望しました。この研修のひとつの問題が、研修を受けても相談支援専門員にならない方もおられることですが、今、相談支援専門員の研修に求められていることは、計画相談支援に携わる相談支援専門員の確保であると考えますので、その方策を考えて欲しいという話をしています。</p> <p>3点目。26年度が計画どおりにいけば27年度以降はモニタリング中心になるという話ですが、26年度末までに全件対応ということについては、現在の体制のままでは正直厳しい状況だと思いますので、相談支援専門員を確保していくことで、対応件数を増やしていきたいと思っています。26年度については対象件数が増えてきますので、適宜進捗状況を確認しながら慎重な対応を考えていきたいと思っています。</p>
相藤 会長	<p><b>(2)「熊本市障がい者プラン」中間見直し及び「熊本市障がい福祉計画(第4期)」策定に当たっての基本的な考え方</b></p>

	次の議事に移ります。まず、事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	(資料説明) 資料7「熊本市障がい者プラン」中間見直し及び「熊本市障がい福祉計画(第4期)」策定にあたっての基本的な考え方 資料7-1 熊本市障がい児・者等基礎調査(実態調査)の概要(案)
相藤 会長	ありがとうございました。 今の説明について質問などがありましたらお願いします。
宮田 委員	アンケート調査で全体の傾向性が出たら、事例をいくつか絞り込んで、これは典型的だと思われるものをきちんと質的研究として残しておくほうがいいのかなと思います。なぜかという、いくつかのエピソードがあるだけでも、そのアンケートの結果を公表されるときに、具体的にそれを見た市民あるいは私たち「家族ケア」当事者が、非常にリアルに把握できるんです。そういったエピソードや、あるいは調査者の感想でもいいと思うんです。そういうものが含まれるような調査研究をぜひお願いしたいと思います。
相藤 会長	事務局から何かありますか。
事務局	できるだけ努めたいと思います。エピソードというのが私には具体的にイメージできないので、後からでも構いませんのでどういったような手法があるとか、といったことを教えていただければ助かります。
相藤 会長	<b>(3) その他</b> よろしいですか。それでは、「(3) その他」の議事に移ります。 事務局より説明があります。
事務局	資料説明 (参考資料) 熊本市における障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針(概要)について
相藤 会長	この資料については後ほど目を通していただくということをお願いします。 以上で本日予定されていた議事は終了となりますが、ご意見はありますか。
塘林 委員	障害者総合支援法が施行されましたので、アンケートについてもこれまでは医学モデルというのでしょうか。3障がいが一元化されていないところで調査がありますが、社会モデルになってきている中での調査の方法等を考えてあるかどうかということが一点と、今説明いただいた中で、教育や医療、おそらく介護等との連携を図っていくところがあるのでしょうか、そういった障がいのある方々が、いわゆる合理的配慮というのでしょうか。社会的不利を受けないためにどのように考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。 障がい施策は、0歳から18歳、18歳から65歳となっているのかもしれませんが、65歳以降の介護保険との関係をきちんとそういったところで、障がいの

	ある方々が、今まで生活をされておられる部分が、制度が移行するときに滞りがあったり、そういうことがないようにしないと、熊本市の障害福祉施策でまずいところが増えるのかなと思います。そういったところの配慮をお願いします。
相藤 会長	お願いしたいということですが、事務局から何かありますか。
事務局	アンケートの具体的な項目については、今後検討していくため、現時点では作成はしておりません。おっしゃっている意味のことは、十分踏まえて作成していきたいと考えています。例えば、医学モデル的な項目だけでなく、社会参加の状況や就労を促進するためにどうするか、満足度など、そういったことも必要になると思いますので、十分研究していきたいと思っております。 それから、合理的な配慮ですが、差別解消法も平成28年4月から施行されます。それに伴い、行政としても何らかの対応を検討していく必要があると思っておりますし、市民の方々や企業の方々に対しては、「障がい者サポーター制度」を発足しました。この中で、合理的配慮につながるような、市民一人ひとりの取組みや、企業や団体の取組みを促していこうとしています。これらについては、できる限り努力していきたいと考えています。
相藤 会長	よろしいですか。 以上で本日の全ての議事が終了しました。この後、障がい者自立支援協議会が開催されます。先ほど、話が出た計画相談支援についてもその中で審議しておりますので、そちらのほうに反映させていただければと思います。 それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	<b>【3 閉会】</b>